

国際農業開発基金（IFAD）の概要

平成 23 年 11 月
外務省地球規模課題総括課

1. 設立経緯

- (1) 1974 年 11 月、イタリア・ローマにおいて開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な追加的資金調達のため、国際農業開発基金（IFAD=International Fund for Agricultural Development）設立構想が、イラン、ベネズエラ等の産油国の提唱により決議された。これには石油危機以後のオイル・マネー還元策の一環という側面があり、必要資金は産油国と先進国の負担を同等に近いものにすることが了解された（その後産油国の負担は漸減）。
- (2) 1976 年 6 月の全権会議において設立協定が採択、同年 12 月に署名開放要件となる 10 億ドルの拠出誓約額目標が達成され、翌 1977 年 11 月の協定発効を経て、1978 年より本部（ローマ）における業務を開始した。
- (3) なお、国連との連帯協定が 1977 年の国連総会にて採択されたことにより、IFAD は第 15 番目の国連専門機関となった。

2. 設立目的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供する。（設立協定第二条）

3. 加盟資格

加盟資格は、(1) 国連又はそのいずれかの専門機関、もしくは(2) 国際原子力機関、の加盟国に与えられる。2011 年 7 月現在の加盟国は 166 カ国で、設立協定上、リスト A（先進国）22、リスト B（産油国）12、リスト C（受益国）132 に分けられている。

4. 資金規模（2011 年 3 月現在）

活動の原資となる資金は、加盟国からの資金拠出に依っており、近年は 3 年に 1 度増資協議が開催され、以降 3 年間のプログラム目標やドナーの拠出規模等が決定されている。（本年は 2013-2015 年の活動を対象とする第 9 次増資協議が開催されている。）

(成立年)	総額(誓約ベース)	我が国拠出額	比率
当初拠出 (1977 年)	10 億 2,729 万ドル	5,500 万ドル	5.4%
第 1 次増資 (1981 年)	11 億 167 万ドル	6,021 万ドル	5.5%
第 2 次増資 (1984 年)	4 億 8,817 万ドル	2,677 万ドル	5.5%
第 3 次増資 (1989 年)	5 億 6,744 万ドル	3,977 万ドル	7.0%
第 4 次増資 (1997 年)	4 億 1,957 万ドル	3,799 万ドル	9.1%
第 5 次増資 (2001 年)	4 億 4,316 万ドル	3,000 万ドル	6.8%
第 6 次増資 (2003 年)	4 億 8,025 万ドル	3,000 万ドル	6.2%
第 7 次増資 (2006 年)	6 億 1,949 万ドル	3,300 万ドル	5.3%
第 8 次増資 (2009 年)	10 億 7,744 万ドル	6,000 万ドル※	5.6%

※第 8 次増資の我が国拠出額は誓約ベース

5. 組織

(1) 総務会 (Governing Council)

最高意思決定機関。加盟国が任命する総務、総務代理により構成。年 1 回開催。我が国総務は駐イタリア大使、総務代理は財務省大臣官房審議官。

総務会の総票数は加盟国に均等に配分される部分と、拠出規模によって配分される部分からなる。

(2) 理事会 (Executive Board)

総務会に代わり業務運営につき意思決定を行う機関。理事会は、総務会において加盟国の中から選出される 18 の理事国及び 18 以下の代理理事国により構成。年 3 回開催。

(参考) 理事国の構成 (2011 年)

リスト A (8 か国) : カナダ, フランス, ドイツ, イタリア, 日本, スウェーデン, 英国, 米国

リスト B (4 か国) : クウェート, ナイジェリア, サウジアラビア, ベネズエラ

リスト C (6 か国) : ブルキナファソ, カメルーン, 中国, インド, ブラジル, メキシコ

(3) 総裁 (President)

事務局の最高責任者。総務会において、総票数の 3 分の 2 以上の多数による議決で任命される。任期は 4 年で、1 期に限り再任され得る。現総裁はカナヨ・ヌワンゼ氏 (ナイジェリア人, 前 IFAD 副総裁, 2009 年 4 月 1 日～)。2009 年 2 月の総務会において選出され、現在 1 期目。事務局は副総裁 1 名 (大村由紀子副総裁, 前多国間投資保証機関 (MIGA) 長官, 2010 年 2 月 1 日～, 任期は 3 年), 総裁補 3 名以下職員数 496 名 (専門職以上 260 名, 一般職 236 名) 2011 年 7 月現在)

6. 我が国との関係

(1) 原加盟国として 1976 年 6 月に設立協定に署名。翌 1977 年 4 月に批准。

(2) 我が国の拠出シェアは第 7 次増資までの累計で 7.0% (3.6 億ドル) で、米国 (13.6%, 7.0 億ドル), サウジアラビア (7.5%, 3.9 億ドル) に次ぎ第 3 位 (2010 年 12 月現在)。

(3) 第 8 次増資の誓約額は、米国 (8.4%), イタリア (7.4%), オランダ (7.0%), スウェーデン (6.9%), カナダ (6.8%), ドイツ (6.5%), 英国 (6.0%) に次ぎ第 8 位 (5.6%)。(2011 年 3 月現在)

(4) 我が国の総務会における投票権は、米国, サウジアラビアに次いで第 3 位 (2011 年 7 月現在)。

(5) 我が国は、開発途上国の農村女性支援を目的に、IFAD にて各種調査、技術協力等を実施する「日・IFAD・WID 基金」を平成 7 年に設立し、これまで累計約 582 万ドルを拠出 (平成 14 年度限りで拠出を停止)。

(6) 日本人職員数 4 名 (うち幹部クラスは大村副総裁 (ADG), 城谷財務官 (D1) の 2 名)

7. 業務

(1) 貸付及び無償資金の供与

事業対象分野は農業及び漁業に限定される。中心となる融資分野は、農業開発、農村開発、農村金融、灌漑、畜産、漁業、定住、食糧の貯蔵・加工・マーケティング、調査・訓練の 9 分野。なお、無償資金供与は各年度で貸付の 8 分の 1 を超えてはならない。

(2) 融資条件

償還期間、金利により譲許的条件 (最も長期かつ低利), 中間的条件, 通常条件に分類され、各々 IDA, IBRD 中間, IBRD 通常 (前年下半期) の条件に準ずる。

(3) 業務実績 (2010 年度年次報告による)

(業務全般承認実績)

単位: 百万ドル

年度		2006	2007	2008	2009	2010	1978-2010
貸付 (a)	承認件数	27	35	30	33	33	859
	承認額	515.0	563.1	565.7	677.1	807.4	12008.7
無償 (b)	承認件数	109	77	70	99	88	2315
	承認額	41.8	35.7	40.7	47.0	51.2	749.5
総額 (a)+(b)		556.8	598.8	606.4	724.1	858.6	12758.2

(通常プログラム地域別支出実績)

単位: 百万ドル

年度	2006	2007	2008	2009	2010	1979-2010
西・中央アフリカ	57.8	61.8	64.4	66.8	66.0	1063.5
東・南アフリカ	88.6	89.4	85.4	106.4	99.4	1307.0
アジア・太平洋	127.2	122.0	99.1	129.2	158.0	2517.4
中南米	57.4	63.4	79.1	61.6	64.0	1180.7
中東・北アフリカ※	55.9	62.1	96.1	73.5	70.1	1282.5
合計	386.9	398.7	424.1	437.5	457.5	7351.1

※ 旧ソ連, 中・東欧を含む。